

尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業に係る

補助金交付申請の手引き

尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業は、木造住宅に耐震シェルターを設置する費用の一部を尾道市が補助する制度です。

対象となる住宅(すべての要件に該当するもの。)

- ・ 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、長屋住宅又は併用住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限り)
- ・ 居住の実態があること
- ・ 地階を除く階数が2以下であること
- ・ 1階に設置すること
- ・ 国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること
- ・ 「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」(国土交通省住宅局建築指導課監修・財団法人日本建築防災協会発行)に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて耐震診断した結果、上部構造評点が1.0未満であること
- ・ 尾道市木造住宅耐震診断資格者が耐震シェルター設置工事において工事監理したもの
- ・ 住宅内に設置する箱型の装置であって、当該住宅が倒壊した場合に安全な空間を確保できると市長が認めるもの

尾道市都市部建築課

尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業の申請手続き

1 耐震シェルター設置工事に係る補助対象範囲及び補助額について

1.1 補助の対象となる工事

補助の対象となる工事は、住戸内に設置をする箱形の装置であり、屋外に設置するもの等は補助対象となりませんので注意してください。

次の例を参考に補助対象又は補助対象外の区分けを行ってください。

○補助対象範囲

- ・設置工事に伴う既存の壁の解体・撤去(処分費を含みます。)
・復旧工事
- ・設置工事に伴う既存の天井及び床の解体・撤去(処分費を含みます。)
・復旧工事
- ・養生等の仮設
- ・壁下地材(構造用合板や石膏ボード類)
- ・仕上げ材(ただし、既存の仕上げ材同等のものに限ります。)
- ・既存の床材及び天井材の撤去復旧(ただし、必要最小限の範囲としてください。)
- ・大工手間等
- ・シェルター本体の値段及び設置に伴う手間代等

1. 2 シェルター設置に係る補助額

シェルター設置に係る補助額は、シェルター設置に要する経費の50%の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)となります。

ただし、12万5千円が上限となります。

【計算例】

・(ケース1) シェルター設置に要する経費が225,000円であった場合

① 経費の50%の額は、

$$225,000円 \times 0.5 = 112,500円$$

② 1,000円未満の端数は切り捨てとなるため

$$112,500円 \Rightarrow 112,000円$$

③ 上限金額の125,000円以下であるため、

補助額は、112,000円となります。

・(ケース2) 耐震改修に要する経費が450,000円であった場合

① 経費の50%の額は、

$$450,000円 \times 0.5 = 225,000円$$

② 1,000円未満の端数は切り捨てとなるため

$$225,000円 \Rightarrow 225,000円$$

③ 上限金額の125,000円を超えているため

補助額は、125,000円となります。

2 シェルター設置工事に係る補助金交付申請について

2.1 申請に必要な書類(申請部数:正本1通・副本1通)

●尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付申請書 (要綱様式1号)

●【記入例】

・ 交付申請書下段の個人情報目的外利用同意欄に同意した場合は添付書類(1)~(3)は不要です。(※注1)

<添付書類>

(1) 住民票の写しその他尾道市民であることがわかるもの(※注1)

(2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者および建築年月日がわかるもの(※注1)

・ 証明書は原本を添付してください。(副本については、写しでも可)

(3) 市税、国民健康保険料、介護保険料等納税証明書(※注1)

(4) 付近見取図、配置図を含む耐震シェルターの設置場所を明示した図面

・尾道市木造住宅耐震診断資格者が作成した付近見取図、配置図、設置工事に必要な図面等を添付してください。
・図面は、シェルターの設置場所がわかるようにしてください。

(5) 設置工事に要する費用の見積書又はその写し ●【記入例】

・設置工事の施工に要する費用の見積書又はその写しを添付してください。
・見積書には、工事の内訳がわかるものを添付してください。
・内訳は、補助対象か否かがわかるようにしてください。
・見積書の各数量の確認できる図面(平面図、立面図、展開図等)を添付してください。

(6) 耐震診断結果報告書の写し

・建築士が作成した耐震診断結果報告書(一式)の写しを添付してください。
・尾道市の木造住宅耐震診断費補助事業により耐震診断を受けた住宅の場合は必要ありません。

(7) 所有者と居住者が同一でない場合、居住者の耐震改修工事実施に係る同意書(任意様式)

・借家等で、所有者と別の居住者がいる場合は、当該住宅の居住者の耐震シェルター設置工事の実施に係る同意書が必要となります。

2.2 申請の方法

必要書類を作成の上、尾道市都市部建築課指導係まで提出してください。

問合せ先
〒722-8501
尾道市久保一丁目15番1号
尾道市都市部建築課指導係
TEL:(0848)38-9245(直通)
FAX:(0848)38-9295

2.3 申請後の流れ

- (1) 申請された内容を審査し、耐震シェルター設置工事の補助金の交付を決定したときは「尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書」を交付いたしますので、この通知書を受領してから、設置工事の工事監理及び施工に

係る契約(契約者名と申請者名は同一としてください。)を締結してください。

- (2) 補助金交付決定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。
耐震シェルター設置工事が行われなかった場合や、その他要綱等に違反した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。

3 耐震シェルター設置工事の着手について

着手する前には、着手届出書を提出してください。

3. 1 届け出に必要な書類(届け出部数: 正本1通)

●尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業着手届出書

(要綱様式第4号)

●【記入例】

<添付書類>

- (1) 耐震シェルター設置工事の工事監理に係る契約書の写し

・建築士との工事監理に係わる契約書の写しを添付してください。

- (2) 耐震シェルター設置工事の施工に係る契約書の写し

3. 2 届け出の方法

必要書類を作成の上、尾道市都市部建築課指導係まで提出してください。

4 計画の変更・取りやめ・廃止があった場合について

耐震シェルター設置工事に係る内容に変更が生じた場合は、変更に係る工事に着手する前に必ず変更承認申請を行ってください。また、事情により、事業を取りやめる場合又は廃止する場合も同様に、取りやめ・廃止承認申請を行ってください。

4. 1 申請に必要な書類(申請部数: 正本1通・副本1通)

●尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業(変更・取りやめ・廃止)承認申請書 (要綱様式第5号)

●【記入例】

<添付書類>

- (1) 変更する内容が確認できる書類

4. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、尾道市都市部建築課指導係まで提出してください。

4. 3 申請後の流れ

申請された内容を審査し、計画の変更、取りやめ又は廃止を承認したときは「尾道

市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業(変更・取りやめ・廃止)承認通知書」を交付いたします。変更の場合は、この通知書を受理してから、設置工事の実施に係る変更契約(契約者名と申請者名は同一としてください。)を締結してください。

5 耐震シェルター等設置工事实績報告について

工事が完了したらすみやかに尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業実績報告書を提出して下さい。

5. 1 報告に必要な書類(報告部数:正本1通・副本1通)

●尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業実績報告書(要綱様式第7号)

●【記入例】

<添付書類>

(1) 耐震シェルター設置工事の着手前、工事中及び完了時の工事写真

・当該耐震シェルター設置工事の内容が確認できるもので、着手前、工事中及び完了後の写真を添付してください。

(2) 耐震シェルター設置工事に要した費用の請求書の写し又は領収書の写し

5. 2 報告の方法

必要書類を作成の上、当該事業完了後30日以内かつ交付決定を受けた日の属する会計年度の1月末までに尾道市都市部建築課指導係まで提出してください。また、耐震シェルター設置工事が計画どおり適正に行われていることを確認するために、工事の完了時に検査をおこないます。なお、検査日時については、係担当者調整してください。

5. 3 報告後の流れ

(1) 報告された内容を審査し、要綱等に適合すると認め、交付すべき補助金の額を確定したときは「尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付額確定通知書」を交付いたします。

(2) 現地検査等の結果、補正の指示があり、所要の補正が完了したときは、補正箇所の補正前及び補正後の写真等、補正内容が確認できるものを添付して報告してください。

6 補助金の請求について

補助金確定通知書の交付後、補助金交付申請書を提出してください。

6. 1 請求に必要な書類(提出部数:正本1通)

●尾道市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業交付請求書(要綱様式第9

号)

●【記入例】

6.2 請求の方法

必要書類を作成の上、尾道市都市部建築課指導係まで提出してください。

6.3 請求後の流れ

所要の事務処理後、指定の口座に補助金が振り込まれます。